

〔人倫訓蒙圖彙六〕天秤 塚よりいづるを上ごす、代十ニ分又は十二ニ分なり、針口京兩替町塚興三
兵衛御池通興十郎、松原室町興三左衛門、大坂今橋筋にあり、代九ニ分又は十ニ分銅法馬と號す、小
川通舟橋後藤四郎兵衛江戸白銀町三丁目にあり、大坂本町一丁目新左衛門、一組代廿五ニ分也、五
百目分銅壹ツにて代十五ニ分なり、

〔川角太閤記五〕牢人ばら、即時に相集候ご伺候へば、人數に應じ、銀子を渡せよとして相渡候、其様
子を如水○黒被及見候に、座敷にて天秤二丁三丁にて掛渡候處に、奉行抔を呼付、我ははや老後
に及候間、箇様成事は、我代には重て有間敷候、

〔日本永代藏二〕怪我の冬神鳴

大津の町に、醤油屋の喜平次といふ者有ける、○客の遊興、晝夜のかぎりもなく天秤のひゞき

わたり、金銀も有所には瓦石のごこし、

〔享保集成絲綸錄三十四〕正徳元卯年十二月

覺

一秤之直段貳分相増、向後壹挺ニ付五ニ分五分宛賣渡、修復之直段は不相増候間、此旨町中不殘可
觸知者也。

十二月

正徳四年正月

秤増直段之覺

一れ。い。て。ん。ぐ。

壹挺

壹挺張紙ニ付昔直段三ニ分五分、卯年カ直段五ニ分五分、

一釐。直。秤。

壹挺

壹挺右壹挺ニ付昔直段五ニ分、卯年カ直段七ニ分、

一小。直。秤。

壹挺

壹挺右壹挺ニ付昔直段三ニ分、卯年カ直段五ニ分、